

福島県教育委員会社会教育施設におけるキャッシュレス決済を活用した 指定納付受託業務仕様書

この仕様書は、福島県教育委員会社会教育施設において、クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済（以下「キャッシュレス決済」という。）により、利用者から代金を徴収し、県に納付する業務（以下「納付業務」という。）において、必要となる仕様を示したものである。

1 業務期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

※ 令和9年度以降にこの契約に係る予算の減額または削除があった場合、福島県はこの契約を解除できるものとする。

2 キャッシュレス決済導入施設及び導入台数

○ 導入施設

福島県立博物館

〒965-0807

会津若松市城東町1番25号

○ 導入台数

2セット

設置済みの機器

卓上POSレジスター：Web Prime III（寺岡精工製 周辺機器を含む）
決 済 端 末：P400（寺岡精工製 周辺機器を含む）

3 キャッシュレス決済で取り扱うブランド等

キャッシュレス決済に対応するブランドは提案によることとするが、以下のブランドについては、必ず対応すること。

(1) クレジットカード

・「VISA」「MasterCard」「JCB」

(2) 電子マネー決済

・交通系ICカード「Suica」「PASMO」

・非交通系ICカード「nanaco」「WAON」「楽天Edy」

(3) QRコード決済

・「Alipay」「WechatPay」のうち1つ以上

・上記以外のQRコード決済のうち2つ以上

4 納付業務

(1) キャッシュレス決済により徴収した観覧料及び図録等代金（以下「観覧料等」という。）については、各月毎に末日（当該日が営業日に当たらない場合は、末日の直前の営業日とする。）を締め日として集計し、翌月末日（当該日が営業日に当たらない場合は、直前の営業日とする。）までに、県があらかじめ指定する方法により福島県指定金融機関の県口座（株式会社東邦銀行県庁支店別段預金）にキャッシュレス決済手段及び決済ブランドの種類に関わらず一括して納付すること。

(2) 各月毎のキャッシュレス決済により徴収した観覧料等のキャッシュレス決済のブランドの内訳明細及び取扱手数料の明細が納付予定日の5営業日前までに県が確認可能であること。

5 納付事務に伴う取扱手数料

取扱手数料は、各月毎の観覧料等に取扱手数料率を乗じた金額とする。

6 決済端末等の条件

(1) 卓上POSレジスター

① Web Prime III（寺岡精工製 周辺機器を含む）

② ①以外の機器の場合は下記の条件を満たすもの

- ア 見やすく操作性に優れた大型タッチパネル液晶（15インチ以上）、スキャナ一等による基本的な販売機能を有し、業務の円滑な遂行を補助する機能を有すること。
- イ 利用者表示部へは、書品・金額明細、支払額、投入金額、釣銭が表示されること。
- ウ 各レジスタへの連携機能を有すること。
- エ 電子ジャーナルに対応し、文字検索、当日ジャーナル閲覧機能を有すること。
- オ タブにより仮締めの切り替えが瞬時に可能である事等、円滑な会計処理ができるること。
- カ 各種集計やデータの蓄積機能を備えていること。また、決済方式毎、観覧料等の種類毎に売上げ集計機能を有しており、同日に複数回日計レポートを確認できること。
- キ 据え置き型であること（タブレット型ではない。）

(2) 決済端末

- ① P 4 0 0（寺岡精工製 周辺機器を含む）
- ② ①以外の機器の場合は下記の条件を満たすもの
 - ア 決済端末1台で3(1)(2)に示した決済が可能であること。
 - イ QRコードの読み取りはPOSレジスタのハンドスキャナーによるストアスキャン方式であること。
 - ウ 決済が承認されていることが容易に確認できること。
 - エ 決済情報はトランザクション（1決済伝票）毎に自動集計され、県がクラウド上で実績の管理情報の出力（PDF・CSV）が可能であること。
 - オ PIC DSSの現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。
※ PIC DSS：クレジット会員データを安全に取り扱うことを目的として策定されたクレジットカード業界のセキュリティ基準。
 - カ 出力される伝票はPOSレジスタと同じロール紙が使用できること。

(3) 設置

設置に係る費用は受託者の負担とする。

(4) 運用

- ① 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。
- ② カード決済承認番号が即時取得可能であること。
- ③ 収納データを蓄積し、隨時、県に情報提供することが可能であること。また、障害発生時に、速やかにデータの復元が可能であること。
- ④ システム構築時に第三者が所有する素材やプログラム等を用いる場合は、著作権の確認など適切な処理を行うこと。
- ⑤ セキュリティ対策やシステム障害対策を十分高じること。
- ⑥ システムデータの更新が容易であること。また、将来的に機能の追加が容易に安価に行えるなど、拡張性に優れていること。
- ⑦ 操作が容易であり県が必要な情報を容易に得られるよう調整すること。
- ⑧ IDやパスワードにより業務権限の管理が行えること。
- ⑨ 停電対策を施すこと。
- ⑩ 営業窓口とサポート窓口は1つとし、365日のサポートができること。
- ⑪ 個人情報の保護等については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ⑫ 取扱ブランドのアクセプタンスマーケを受託者の負担で掲示すること。
- ⑬ 金額の入力間違い等によるクレジットカード等使用者への訂正連絡については、最大限の協力をすること。
- ⑭ 決済端末等を設置、交換、修繕する場合は事前に県の承諾を受けること。

7 その他

- (1) 端末の操作及びクレジットカード等納付申し出の承認事務等、本業務に関わる事務の一部を県は第三者に委託できるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項並びに疑義が生じた事項については、県と受託者と協議の上決定する。

別記（その1）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関する必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。（安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。（事故発生時における報告等）

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。（調査監督等）

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。（指示）

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。